

平成18年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日		平成18年6月21日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	平成18年6月23日 午前10時00分
	閉 会	平成18年6月23日 午後 2時51分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	デイサービス センター施設長	桂 川 実 (兼務)
助 役	大 沼 隆		
総 務 課 長	田 辺 正 保	出 納 室 長	柿 崎 修 一
税 財 政 課 長	佐 藤 悟	教 育 長	富 澤 泰
まちづくり 推 進 課 長	北 村 誠	教委管理課長	米 内 山 法 敏
		教委指導室長	酒 井 裕 之
町 民 課 長	久 保 一 將	教 委 生 涯 学 習 課 長	藤 田 稔
保健介護課長	豊 原 隆 弘		
福 祉 課 長	松 見 弘 文	教 委 体 育 振 興 課 長	松 浦 正 之
環境政策課長	小 島 信 夫		
産業振興課長	大 崎 広 也	監 査 委 員	今 村 實
建 設 課 長	佐 藤 雅 寛	監査事務局長	松 澤 武 夫
病院事務長	斉 藤 健 一	農委事務局長	藤 田 稔
水 道 課 長	高 根 行 晴		
特別養護老人 ホーム施設長	桂 川 実		

1. 会議録署名議員

14 番	田 宮 勤 司		
15 番	佐 齋 周 二		

1. 会 期

6月21日から6月23日までの3日間

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚 岸 町 議 会 第 2 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 8 . 6 . 2 3)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		議会運営委員会報告
第 3	議案第 7 2 号	工事請負契約の締結について
	議案第 7 3 号	工事請負契約の締結について
第 4	議案第 7 4 号	建設工事委託協定の締結について
第 5	議案第 7 5 号	特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
	議案第 7 6 号	特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
第 6	議案第 7 7 号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
第 7	議案第 7 8 号	厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第 8	議案第 7 9 号	厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
第 9	議案第 8 0 号	厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 0	議案第 8 1 号	厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 1 1	議案第 8 2 号	厚岸町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
第 1 2	議案第 8 3 号	平成 1 8 年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第 8 4 号	平成 1 8 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第 8 5 号	平成 1 8 年度厚岸町老人保健特別会計補正予算
第 1 3	意見書案第 3 号	医師・看護師等の大幅な増員を求める要望意見書
第 1 4	意見書案第 4 号	医療制度改革関連法の実施について当面、凍結するなど慎重な対応を求める要望意見書
第 1 5		各委員会所管事務調査報告書

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1 6		各委員会閉会中の継続調査申出書
第 1 7		議員の派遣について

厚岸町議会 第2回定例会

平成18年 6 月23日
午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成18年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番田宮議員、15番佐齋議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
9番、松岡委員長。
- 松岡委員長 去る昨日、午後3時から議会運営委員会を開会し、今回新たに提出された要望意見書案2件についての審査方法を協議いたしました。
1の医師・看護師等の大幅な増員を求める要望意見書並びに2の医療制度改革関連法の実施について当面、凍結するなど慎重な対応を求める要望意見書、この案については、本会期中、本会議において審議することに決定いたしましたので、報告申し上げます。
以上です。
- 議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（稲井議員） 日程第3、議案第72号 工事請負契約の締結について、議案第73号 工事請負契約の締結について、以上2件を一括議題とし、昨日に引き続き議案第72号についての質疑を行います。
昨日の16番議員の質問に対する資料が配付されておりますので、その説明を行います。
建設課長。
- 建設課長（佐藤課長） 工事を分割した場合の工事費でございますけれども、お手元に議案第72号説明資料を配付させておりますので、これにより説明をさせていただきます。
72号説明資料をごらんいただきたいと思います。
算出した工事は、議案第72号で提案させていただいております筑紫恋道路外2汚水管新設工事（その2）でございます。2本から5本まで分割した場合の工事費を算出しております。また、算出方法は、北海道建設部の土木工事積算要領により算出をしてご

ざいます。

一番上段①の直接工事費計でございますが、これは労務費や材料費等を積み上げた費用でございます、これは分割しても変わりはありませんので、1本の工事を2本分割すると単純に2分の1、5本分割すると5分の1となるようなものでございます。

それ以下の項目は、いわゆる諸経費と言われるものでございまして、上から2段目になりますが、②共通仮設費（率分）は計算式がございまして、①直設工事費計の額により算出されるものでございます。その下、③運搬費から⑤技術管理費までは、その現場で必要となる分を積み上げ、計上したものでございます。以下、⑧現場管理費は⑦の純工事費、⑩一般管理費及び⑪保証経費は、⑨工事原価の額により算出されているものでございます。

このようにしまして計算されまして、下から3段目になります⑬工事費（1本当たり）が算出されまして、2本分割では3,489万1,500円で、その下の全体工事費は、2本分割でございますので倍となりまして、6,978万3,000円となります。1本の工事との差は299万2,500円の増となるものでございます。同様にしまして、3本分割した場合、1本工事との工事費の差額は512万4,000円、4本分割では670万9,500円、5本分割では770万7,000円の増額となるものでございます。

このようなことから、工事費が増となるといった説明をさせていただいたものでございます。

●議長（稲井議員） 16番。

3回目です。

- 竹田議員 数字をもつての説明、非常にわかりやすいんですけども、ただ1点、この運搬費というのは、全体工事をした上での36万8,000円かかるのが、5分割にした場合も36万8,000円運搬費がかかるということは、これはだれが考えてもおかしい数字じゃないかなと思うんですよ。工事費に対して使う材料というものの運搬、それから工事に使ういろんなものの重機等の運搬もありますけれども、当然、直接工事費が5分割になれば、材料費等も5分割になりますよね。ただ、5分割にならないのは、例えば掘削の重機とかは5分割にはなりませんよね。そういった部分で、同じ経費、運搬費ということになるのは、非常にお金の出し過ぎというか、そういう感じになるように思えるんですけども、一般的にはこういう見積もりというか、部分については考えられないです。

それと、分割によって諸経費がかさむということで、1本化にして発注をしたんだということなんですけれども、であるならば、当然これからも、例えばBからC、CからDというふうに、工事が分散して行き届くような措置方法というのはとれないというふうに思わざるを得ない。こういうふうになっちゃうんですよ、この数字を見ると。それであれば、経費がかかってもいいから、2分割して、仕事のないときには分割をして出しますよ。経費がかかっても仕方ないから出しますよというとならえ方をしているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、単純に6,331万5,000円の請負金額なんですけれども、これが仮に全額町外の業者がやった場合、それから町内がやった場合の税率率というのは、どういうふうに

なるか、それもちよつと教えてもらえますか。町内と町外の業者が請け負った場合、その税収の部分についてはどうはね返ってくるのかという。

これで3回目を終わります。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず、資料の中で示しております運搬費の考え方でございます。ここで示しております③の運搬費につきましては、土どめの仮設材の運搬費でございます。したがって、1本の工事では土どめを1つ持ってくると。ただ、2本分割しますと、同じ36万8,000円と入っていますけれども、おのこの現場でこっちの工事、こっちの工事と2本別々に運搬費がかかってくると。仮設材は、並行に工事が進んでまいりますので、一緒に同じものを別々に持ってくると。そういったことから値段が36万8,000円と同じ数字が入っているということでございます。

それから、経費がかかってもよいから、今後工事を出していくという考え方はどうかということでございますけれども、昨日からその辺はご説明している内容でございますけれども、やっぱり工事費が高くなるということは、工事は租税措置をしているものでございます。むだな税金をかけるということは、道としてはそれはできないわけでございます。ただし、工事の額によってはこれは実施しておりますけれども、小さな工事でも、ちょっとした上の段階では、工事の内容を見て、例えばCランクの工事にDランクを入れていくといったようなことは当然考えていきたいと思いますので、その辺はご理解願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 私の方からは、税の関係にご質疑がありましたので、ご答弁申し上げます。

ご質問者は法人税のことかと思いますが、法人税に関しましては、町内に本支店がある場合については、法人の資本金等の案分で一応厚岸町に法人税が納付されることとなります。ちなみに、国税とそれから地方税、法人町民税が町の歳入になるということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 3回目の……。

●竹田議員 教えてほしいんですけれども、税収の額を聞きたいんですよ、そういう仕組みになっていますよということじゃなくて。率を聞いているんですよ、6,300万円に対して。

●議長（稲井議員） 休憩いたします。

午前10時12分休憩

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

質疑ないですか。

13番。

●菊池議員 車両の通行体系について伺います。工事に着手に当たり、当然この道路のやり方は片側交互通行となると思われますが、工期がちょうど昆布時期に当たります。通行に最大の配慮を希望しますが、迂回路等いろいろ考えているのでしょうか。その辺をお願いします。

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） 私の方から工事にかかわる交通安全の関係について答弁したいと思います。

この工事につきましては、車道に管が入ります。したがって、一時的に通行どめが、そういう場合もあります。と申しますのは、質問者がおっしゃったように、今現在考えているのは、誘導員を配置しまして片側交互通行、そういった措置を今考えております。

なお、あの付近には乾場がございます。これから成昆布も始まると思うんですけれども、工期の関係で。それで、乾場の通路につきましては、覆工板、いわゆる鉄板を配置しまして、通行を確保したい。そういった方法を今考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 13番。

●菊池議員 相当やっぱり集中して混雑が予想されますので、その辺できる限り、工法を実施するに当たりまして通行体系のスムーズさというか、それは我慢しなければならぬこともありますけれども、その辺は十分加味しながら工事を進めていただきたいと、このように思います。

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） 先ほども申し上げましたように、通行どめとかそういった分に関しましては、万全な対策をとって通行の確保をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 先ほどから論議になっているんですけども、町内業者にやはりくまなく仕事が行き渡るといことが大事だと思うんです。そういうことを考えていきますと、ジョイントのあり方なんですけれども、これは今回はAとBですよね、この72号については。そうすると、できるだけ、今仕事のない時期でもありますから、そういうことを考えると、単独はなるべく避けるような方向を考えると、あるいはCまで下げていくことも考えられなかったのかどうなのか、今後の事業においてはどういうふうに考えているのか、その辺をもう一度説明していただきたいというふうに考えます。

それから、今、菊池議員の方からも質問がありましたけれども、工事による誘導員とか、これのあり方なんですけれども、これはどういう工事からきちんと配置されるようになっていくのか、その辺について説明をお願いしたいというふうに考えます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたしたいと思います。

J Vの考え方でございますけれども、今J Vの業者は申請が上がっていますのは、Aランクでは3社、それからBランクでは1社、それからCランクに相当するものとしては3社上がっているものでございます。今回の工事でございますけれども、これにつきましては、5,000万円以上でございますので、Aランクの中からの指名となったものでございます。それで、Aランクでは当然、単体1社しかございません。そのほか、できるだけ企業体の方を導入しております。ただ、企業体は申請が上がっているのが3社しかございませんので、それをすべて入れた形となっております。それで、残り単体を3社、合計で7社として指名としたものでございます。今、申請が上がっています企業体を入れた中での選考となっております。

それから、Cまで下げていくことが考えられないのかといったこともございますけれども、たまたま今回Cランクに相当する企業体は、先ほど言いましたけれども、3団体上がってございます。しかしながら、今回の工事はAランクという大型な工事でございます。技術力、それから資本力等、特に技術力の方がウエートを占めるんですけれども、そういったものを考えた中では、やはりCの集まっているところをAに入れるというのは非常に難しいところがございます。

それと、Cランクでは技術者の数が影響してまいります。こういった大きなAランクの工事箇所となりますと、ほぼ1年間、技術者が拘束されてしまう形になります。CランクとかDランククラスでの技術者数は、大体今上がっているのは1名から4名程度でございます。そうしたことによりますと、例えばこの中へ入りまして、競争の中でもし工事を受注された場合には、1年間ほぼ技術者が拘束されてしまうと。そうしたときには、本来のCランクとかAランクの工事が出たときに、技術者数によっては受注ができないといったことも今後考えられるおそれも出てくるわけでございます。

そうしたことから、この辺は慎重に見ながら、町としても受注の機会をできるような考えは検討していきたいと思います。

今後の事業ということでございますけれども、今想定されております今後の事業の中では、余り大きな工事はちょっと想定されておられませんので、企業体を組むといったこ

とは、これから指名の選考とか、工事発注するごとにそういう指名選考という中で選考されてきますので、それはまだ何とも言えるものではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） 私の方から誘導員の関係について答弁したいと思います。

72号の説明資料の中に安全費と入っているんですけども、この中にそういった誘導員の配置をするよう、その経費を見ておりますので、全工事は誘導員を配置するように設計で見えています。

それで、金額にかかわらず、この安全費の中に積み上げておりますので、ですから工事については誘導員を配置します。

（「水道課長が答えることでないんじゃないの」の声あり）

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） 申しわけありません。現地の、例えば当然車道を掘削とか、いろんな分、そういった分になった場合、片側交互通行とか、設計時にそういう分を考えて、交互通行の場合、そういった誘導員の配置が必要だ。そういった場合、安全費の中に計上して設計を見ております。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 今、課長おっしゃっていることは、私もわかるんですよ。ですけども、やはりこういう時代でありますから、そういうものに見合ったものを考えて、発注する側もきちんとしていかないと、今度いろんな不満が出てくるんじゃないか。それから、きちんと町内の業者あるいはそこに雇用される労働者、そういうものを考えると、この工事が発注され、行われることによって、経済効果がきちんと反映されるものでないと思うんですよ。それが結果的に見ていると、町外の業者の看板が見えたり、顔も見たことのないような人が仕事やっていたりと。そしたら、実際この人たちの給料はどこに行くんだろうか。この人たちが働いた税金はどこに納められるんだろうかということになると思うんですよ。

そういうものがきちんと町内でいろんな形で経済的にも生かされていくという工事であれば、大半が向こうに行ってしまったみたいだぞ、というような話が飛んで歩くような工事になっては困ると思うんですよ。町長は盛んに公共工事のことを言っていますよね。町内にとっての非常に大事なものだ。そうすると、それがきちんと還元されるような事業でなければならないと思うんです。そういうことを含めて、工事発注後あるいは完了後も追跡調査するくらいのものでなければ、やはりやったやったでは困ると思うんですよ。そのあたりはどういうふうを考えて今後公共工事を進めていくのか。です

から、ジョイントベンチャーのあり方も含めてきちんと検討していただきたいということなのですが、いかがでしょうか。

それから、今誘導員の問題なんですけれども、工事、時間がありますよね。一定の時間、日中なら日中、今やっていますけれども、そうすると、工事が終わりましたけれども、だけれども一部やはり工事の都合上、どうしても工事箇所を何らかの形で車道にはみ出して、囲ってあったりいろんなことをしていますけれども、夜間になると人がいなくなると。そこにたどくるくる回るランプがついていたりする場合がありますけれども、そういう場合はそれでいいのか。

それから、よく小さな工事をやっている場合に、片側交互通行の工事であるにもかかわらず、誘導員を配置しないでやっている工事がたまたま見受けられるんですけれども、そういうのは置かなくてもいいということでやっているのか。何かその辺はちょっと疑問に思うんですけれども、どうなんでしょうか。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは今後の厚岸町の公共事務に対しての考え方を申し上げたいと思います。

公共工事の締結する契約は、地方自治法第234条では、一般競争入札が原則となっております。しかしながら、厚岸町におきましては、昨日も申し上げましたが、厚岸町における指名競争入札参加者指名基準の考え方に基づいて、契約の適正な履行の確保ができる範囲内で、地元企業の育成に努めなければならないとの考え方によりまして、指名競争入札の方法で実施をいたしております。今までも、厳正かつ適正に行ってまいりましたが、今後とも厚岸町の建設業の健全な発展・育成のために、このような方法で行ってまいりたい。当然、先ほどお話ありましたとおり、地域経済の活性化、さらにはまた雇用にも大きくつながるものでありますので、そのことも踏まえながら今後とも指名競争入札で行ってまいりたい。そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方からは、地元の雇用や資材等、追跡調査が必要ではないかということでのご質問にお答えしたいと思います。

これに関しましては、工事の完成時にその使用度、どれだけ使われているのかということはすべて確認をしております。その中で、点数的なものも、成績等のこともまた考慮されてくるといったこともございます。ただし、これは公正な取引を阻害するという法的なこともございますので、その辺も十分配慮しながら見ていきたいと思っておりますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） 私の方から、誘導員の関係と工事がその日の段取りの関係で途中で終わったとか、そういった対応の関係でございます。

まず、本来の工程の関係でちょうど区切りよく終わればいいんですけども、たまたま日がどうしても途中で終わった場合、雨とかいろんな分の関係、時間の関係で、そういった場合は、コーンといいますか、そういう囲んでですね、あとは夜間の点滅するような、そういった対応をとって工事は終わらせております。それは確かにやむを得ない措置と思われますけれども、交通上を考えたらそういった分に対応して、現在行っております。

あと、片側通行にかかわる誘導員の関係ですけれども、それにつきましては、先ほども申し上げましたように、どうしても道路の車道とか掘削の場合、片側通行がやむを得ない、ある程度延長が長い場合とか待ち時間、そういった場合は誘導員を配置して見ているんですけども、短区間の場合は作業員の方が旗振りで対応するとか、そういった区分けをして対応しております。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 誘導員の配置というのは、短区間であっても、建設課の方もそうですけれども、これはここで見ている安全費と同じように、道路工事なんかも含めても、必ず発注の際は含まれているものなんですか、それとも、例えば50メートルしかないとか、30メートルしかないとか、そういう場合は見ていないということなんですか。その距離みたいのはあるんですか、何か決まりは。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

今、工事の距離とかそういったものによって誘導員を配置するとかしないとかいったことは、ございません。現場の状況、車の交通が来て片側通行になるとか、停止させなきゃならないとか、その現場の状況を想定して、必要であれば誘導員をつける。全く必要ない場合は誘導員をつけないと。それは、あくまでも設計段階で現場の状況を見て、誘導員の設置を積算の中で盛り込むものでございますので、延長とかそれによってどうするということはないものでございます。

●議長（稲井議員） よろしいですか。

他に。

5 番。

●中川議員 この工期ですよ。先ほど13番の菊池議員の質問の答弁でわかったんですけども、昆布時期にかかわりますので、結局とめないように、今の話にもありましたように、誘導とか、それから鉄板敷くとかっていう話もありますけれども、ただ、失礼ですけれども、昆布の時期にあそこを通ったり何なりして見たことありますか。それで、

ただ車を誘導するのはいいんですけれども、両側にびっちりデメンさんだとか、それから車が両側に並ぶんですよ。そうすると、今度工事の部分はその車が置けないんですよ、もちろん。

ですから、これ親切だと思うんですけれども、有明もかなり乾場が今あいてきています。だから、そういう乾場を駐車場がわりに借りてあげたらすごく親切じゃないかなと今ふっと気がついたんですよ。車が通ることはいいんですけれども、両側にびっちり車、デメンさんの車だとか、それから家から離れていますから、もちろん経営者の車なんかが並びましてすごいんですよ。我々が走っても、邪魔臭いくらい車が並ぶんですよ。

ですから、通るのはいいんですけれども、今話聞いたらわかるんですけれども、そこに車を置けないと困るんですよ。ですから、私のところも乾場はあいていますけれども、場合によったらいいんですけれども、今特に29日から工期なんですよ。そうすると、今このとおり天候が悪いものですから、30日までぶつかるとでないかなと思っているんですよ。そうすると、工期の関係で車が置けなくなりますし、それから9月いっぱい、10月の初めまで昆布の時期にぶつかりますので、かなり私、乾場はあくと思うんです、今。カギ数も去年から見たらかなり減っていますし。

ですから、そういう駐車場を借りられてあげたら、かなり漁師の方もスムーズにいくと思うんですが、その辺の考え方お聞きしたいと思います。

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） それでは、私の方から、下水道工事にかかわる沿線にとめる例えばパートさんとか、そういった車の対応の関係でございます。

実は、今回の工期の関係ですけれども、今回工期は6月29日になっているんですけれども、確かにさおまえ昆布はまだ1回か2回か、ちょっと私、あと2回ぐらいあるのではないかと。3回ですか。それで、とった落札業者はまず、すぐ工事にはかかりません。資材の発注とか、ひいては工事標識ですか、そういった分はまずやります。ただし、成昆布に確かに重なります。そういった分の、今、中川議員がおっしゃったように、パートさんが当然だれだれさんの家に昆布の手伝いに行きますから、そういった昆布の手伝いに行く人の方と話しして、車を置くところとか、そういった分を対応したいと思います。

あと、今、私も1回か2回行ったことがあるんですけれども、昆布時期には道路の沿線には置いておりました。ですから、そういった分、工事にも支障になります関係上、そういったことから乾場の所有者ですか、そういう方と話しして、どこに置いたらいいのか、そういった分を含めて検討していきたいと思います。

●中川議員 わかりました。

●議長（稲井議員） いいですか。

他にありませんか。

(な し)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第73号について質疑を行います。

(な し)

- 議長（稲井議員） 質疑がないようなので、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（稲井議員） 日程第4、議案第74号 建設工事委託協定の締結についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第74号 建設工事委託協定の締結について、提案の内容をご説明申し上げます。

日本下水道事業団との建設工事委託に関する協定の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、平成18年3月の厚岸町議会において建設工事委託協定の締結についてご承認を賜りました厚岸終末処理場の池増設本体工事に係る機械設備・電気設備工事を、平成18年度から平成19年度までの2カ年にわたり、日本下水道事業団と委託協定を締結するものでございます。

議案書36ページをお開き願います。

内容でございますが、1として、協定の目的は、厚岸町公共下水道事業厚岸終末処理場建設工事（その2）であります。2として、工事場所は、厚岸町有明町、3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約でございます。

4として、協定金額は、金1億9,300万円であります。5として、協定の相手方は、東京都港区赤坂6丁目1番20号、日本下水道事業団であります。

次のページをお開きください。

参考としまして、1、委託概要でございますが、機械設備は、オキシデーションディッチ攪拌設備1式、最終沈殿池設備1式、電気設備は水処理設備1式、水処理計装設備1式、水処理監視制御設備1式でございます。

2、期間としましては、着手、平成18年6月29日から完成、平成20年3月30日までとするものでございます。

3、位置図、配置図、概要図、別紙説明資料のとおりでございますが、次のページをごらんください。

位置図でありますが、町道ポンプ場通りに接する丸で囲まれたところが施工箇所でございます。

次のページをお開きください。

配置図でありますが、新たに増設される最終沈殿池、オキシデーションディッチ及び既設管理棟の塗りつぶしのところに、機械設備・電気設備工事を行うものであります。

次のページをお開きください。

概要図でありますが、図面左上、既設管理棟の電気室、図面右上、既設管理棟の管理制御室でございますが、それぞれ凡例で示しております電気設備工事を行うものでございます。図面下、中央左側になります。オキシデーションディッチでありますが、主なものといたしまして、機械設備では機械式曝気装置2台、電気設備ではナンバー3、ディッチ曝気装置現場盤1面、計装設備ではDO計、MLSS計、それぞれ1台を設置するものであります。図面下、中央右側になります。最終沈殿池でありますが、主なものといたしまして、機械設備では終沈汚泥かき寄せ機1台、電気設備では終沈汚泥かき寄せ機現場盤、返送汚泥ポンプ現場盤、余剰汚泥切替弁現場盤、それぞれ1面を設置するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（なし）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第5、議案第75号 特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について、議案第76号 特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第75号及び議案第76号の特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、さきに行政報告いたしましたとおり、元税外担当の職員が在職中に起こしました公金着服の不祥事にかかわるものであります。このことにより、行政執行に対する町民の皆様の信頼を大きく損ねましたことから、職員の管理監督と町政をあずかる責任者として、その責任の重さを痛感し、今後同様な事態を引き起こすことのないよう、みずから戒めるため、私と助役の給料を減じようとするものであり、特別職の職員の給与に関する条例により支給されている私及び助役の現在の給料額を7月から2カ月間、100分の10を減額しようとするものであります。

重ね重ね町民の皆様に深くおわびを申し上げ、議案第75号及び76号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） まず最初に、議案第75号について質疑を行います。
3 番。

- 南谷議員 大変残念な事態に至ったなという思いでおるんですけれども、特別職の処理をこのようにされた。まず、職員の皆さんの方はどのような形になるんでしょうか。

- 議長（稲井議員） 総務課長。

- 総務課長（田辺課長） 職員の処分の関係でございますけれども、本議会定例会の冒頭におきまして、町長から行政報告をさせていただいております。その内容のとおりでございます。直接所管する課長、それからそれぞれの会計を扱っていた所管、原課である課長、課長補佐、それから担当の係長まででございますけれども、それぞれ行政報告でお話ししたとおりの処分をさせていただいたということでございます。

- 議長（稲井議員） 3 番。

- 南谷議員 処分の重さというか、職員の方に関連するので、それぞれ冷静に処理をされたと思うんですが、どうなんですか。非常に残念な結果に至ったと思うんですが、管理監督という立場で、町としてどのような見解を持っておられるのか。今、行政報告の中でも報告があったんですけれども、管理監督の責任という部分で処分をされた、そ

れから今後に向けて、そういう指導をしていかれるということで説明があったんですけども、通常、職員の資質というんですか、僕はもう一つ理解できない部分があるんですよ。と申しますのは、幾ら指導しても、通常では考えにくい事例に至っているのではないのかな。資質の問題というんですか、人間として通常職務をする上で、これは限界を超える部分もあるのかな。その辺の判断というんですか。言葉足らずで説明しにくいんですけども、本来、通常では幾ら教育しても発生してしまうというんですか、この辺の見解というものがいま一つ判断のし切れない部分があります、正直なところを申し上げますと。通常、職員の教育とか、そういうことに関して管理の責任というんですか、常々、町長以下、皆さんそういう指導体制をとっておられるんでしょうけれども、その範疇をこういう事件というのはどうなんだろうという疑念がありますので、この辺の見解につきましてどのようにとらえておるのか、再度お尋ねをさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狹町長） こういう事態を招いたことはまことに残念と同時に、みずからその責任の重さを痛感し、反省をしなければならない。そういうことで、ただいま条例の制定を出していただいたわけであります。

やはり私も、町職員というのは公僕であります。町民の範にならないといけない職員であります。その職員が町民の信頼を損ねるようなことをしてしまった。しかも、罪人です。私も常日ごろ、町職員に対しましては厳しく町職員のあり方について申し上げ、訓示をさせていただいております。そういう意味において、町職員がこのような問題を起こしたということについては、一部の者といえども、私は猛省しなければならない。私は、今後二度とこういうことがあってはならない。当然のことであります。

そういうことで、みずからを律して今回提案をさせていただいておりますし、町職員においても規律を守り、そしてまた町民の厳しい目で見られていることも踏まえながら、公僕としての役割を果たしていきたい、いっていただきたい、そのように考えておるわけでありますので、この点ご理解のほどをお願い申し上げる次第であります。

●議長（稲井議員） 3 番。

●南谷議員 今、町長から今後の対応についてもお聞きをさせていただいたんですけども、町民に対する信頼関係も回復をしていかなければならないと思うんです。私は、矢祭町の町長さんの、非常に人も少なくなってきた、町民と職員の皆さんの信頼関係のことについて、講演を若干聞かせていただいたんですけども、町長は、私は職員を信じていると。よく聞かれるんですけども、職員をそこまで信用してどうかという議論はあったんですけども、自信を持って町長は職員の皆さんを信じておると。だから、今までにもこういう事態というのは一回もないんだと。むしろ、地域での個人に公印を預けるくらいの、移動事務所というんですか、辺地のこともあって、そういう体制を構築しているということをお伺いさせていただいて、さすがだなという思いでいたんですけども。このような事態がよもや厚岸町で発生するとは私は思っておらなかったんです。

けれども、実際に発生をしてしまいました。で、処分もされました。

ただ、町長として職員の皆さんに信頼関係はどのように受けとめられておられるのか、再度お尋ねをさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 矢祭町の町長の話が出ましたけれども、私も同様です。町長と町職員は一体であります。そういう意味において、お互いに信頼関係なくして一体感はありません。私も町職員を信じております。厚岸町職員、意識改革をし、さらにはまた町民によく働くという評価を得つつある中で、1人の者がこういうことを起こしてしまった。本当に返す返す残念でならないわけであります。そういう意味において、町長、そして職員一体となって、これからも町民の信頼にこたえるようにさらに頑張っていきたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 他に。

8 番。

●音喜多議員 私も議会に長いこと携わらせていただいているんですが、本町においては今回が私の記憶では初めてでございます。ただ、新聞報道等では、同じ時代の中でそういう例はあるやに見受けられます。今回、このように期間と額との算出というか、その基準は何を基準にされたのかなと。そういう他の例を引き合いにとってこのような処分というか、処理の仕方をされているのか。その根拠とするところは何なのか、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

特別職の場合は報酬審議会等がございまして、給料はそれで決めてくるわけですがけれども、こういう部分はみずからがみずからのことを決めるわけになるわけですね、実際のところ。そうすると、他から見た目として、あるいは町民から見た目として、これが妥当なことなのかという思いというか、懸念が出てくるのではないのかなというふうに私はちょっと思うんです。ですから、そういった意味では、今回出された基準としては、そういう他から見た目の報酬審議会の意見を聞いたとか、何らかそういう他の部分からのご意見を拝聴されてのこの基準だったのかな。その辺はいかがな状況で今回このように出されてきたのか、お尋ねしたいと思います。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今回の条例の制定については、みずから助役ともども提出をさせていただきました。その基準ですが、残念なことに、今、音喜多議員がお話しいたしましたとおり、私の記憶でも厚岸町としまして初めてではないか。本当にその点残念であります。そういうことで、各自治体またはそれに類する事例等を調べさせていただきました。処分をするならばどういう方法があるのかということで、いろいろな研究をさせていただきました。その結果、100分の10ということで提案をさせていただきましたので、

ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 8 番。

●音喜多議員 重々わかりました。町民の皆さんにきちっとこのことをお伝えすることができるというふうに私は今の町長の答弁でおわかりいたしましたので、ありがとうございます。

●議長（稲井議員） よろしいですね。
他にございませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第76号について質疑を行います。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第 6、議案第77号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第77号 町税条例の一部を

改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が法律第7号として公布されたことに伴い、平成18年4月1日から条例施行をすることが必要な分につきましては、去る3月31日付をもちまして専決処分を行い、5月26日に開催されましたさきの第2回臨時会におきまして報告し、議会の承認をいただいたところでございます。

今回の町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の関連法令の改正に伴い、本年7月1日以降に適用されるものについて、関係条文の改正を行うものでございます。

まず、改正の主な内容についてご説明いたします。

初めに、個人住民税についてでございます。

改正の1点目は、平成11年度から実施されている定率減税を廃止するものでございます。平成18年度、既に半分に縮減されております現行、町民税、道民税合わせた所得割額7.5%相当、上限2万円の税額控除制度を、平成19年度から廃止するものです。

2点目は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う所得割の税率構造等の改正でございます。これは、国税である所得税の減税と地方税である個人住民税の増税を、納税者の税負担が変わらないよう、同時に同規模で行うために改正するものです。税率構造の改正につきましては、現行の個人住民税の所得割税率3%、8%、10%と3段階に設定されている累進税率となっておりますが、これを一律6%、比例税率化とするものです。

なお、個人道民税につきましては、一律4%に改正され、町民税、道民税合わせての税率は一律10%となり、税率割合は6対4となるものであります。

3点目は、土地建物等の長期譲渡所得や短期譲渡所得等の分離課税等に係る個人町民税の所得割の税率改正であります。町民税と道民税の税率割合、それぞれ6%と4%に改正され、その割合が6対4となったことに伴い、分離課税所得割に係る税率をこの割合に合わせ改正するものでございます。

次に、納税者の税負担を変えない措置でございます。

その1点目は、所得税と個人住民税の人的控除の差に起因する負担増を調整するため、個人住民税所得割から負担増相当額を減額する措置、いわゆる調整控除制度を創設するものでございます。

2点目は、所得税だけに適用される住宅ローンの控除制度の適用者について、所得税の税率改正により控除できなくなった額を、納税者の申請に基づき個人住民税から減額する個人住宅借入金等特別控除制度を創設するものでございます。

3点目は、地震保険料控除の創設であります。これは、地震災害時における将来的な国民負担の軽減を図るため、既存の損害保険料控除にかえて、新たに地震保険料控除制度を創設するものです。

次に、町たばこ税について申し上げます。平成18年7月1日以後に売り渡し等が行われる製造たばこに係る税率について、当分の間、1,000本につき321円引き上げ3,298円とし、また旧3級品の紙巻たばこに係る税率については、1,000本につき152円引き上げ1,564円とするものであります。

●議長（稲井議員） 課長、ちょっと。今説明しているのは、資料の説明ですか。

●税財政課長（佐藤課長） 大変申しわけありません。後ほど資料の説明に移らせていただきます。今、前段は概要について説明させていただいておりますので、ご了承願いたいと思います。大変失礼いたしました。

●議長（稲井議員） はい、いいですよ。わかりました。

●税財政課長（佐藤課長） その他、税源移譲に伴い、累進税率を前提とした規定である山林所得の五分五乗課税及び変動所得及び臨時所得の平均課税並びに退職所得の特別徴収税額表の廃止などが主な改正の内容であります。

そのほかの改正につきましては、地方税法関係法令の改正により、これに関連する条文や引用条項の移動、字句等の改正を行うものであります。

議案書の43ページをお開き願いたいと思います。

町税条例の一部を改正する条例であります。

これよりの説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第77号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行いたいと思います。

なお、議案の改め文につきましては、改正の手法上、条項番号が前後しておりますが、対象表は条項番号の順に沿って作成しておりますので、ご了承願います。

1 ページからご説明申し上げます。

第28条の2は、所得控除の規定中、損害保険料控除額を地震保険料控除額に改めるもので、地震災害に対する個人資産の保全を促進し、地震災害時における将来的な国民負担の軽減を図るとの観点から、新たに地震保険料控除が創設されたものであります。地震保険料控除とは、地震保険契約にかかわる地震等相当部分の保険料または掛金の金額の2分の1に相当する金額、上限2万5,000円を総所得金額等から控除するもので、平成20年度分の町民税から適用するものでございます。

これに係る影響する件数といたしましては、本年度の課税ベースで試算させていただいております。約475件が該当するところでございます。影響額としては475万円と試算させていただいております。この影響額とは、現行の長期損害保険料控除額の試算でありまして、納税者が475人いるとした場合に、1万円がその額になりまして、475万円という所得控除がされるという意味であります。これをすべて施行月日から適用した場合に、地震保険契約と想定して試算した場合は、20年度分の地震保険料控除額は最大で2.5倍、上限の2万5,000円と想定して、1,187万円の所得控除額と試算されるところでございます。

第28条の3は、所得割の税率の規定中、平成19年度以降の年度分の所得割の税率を一律100分の6に改める内容であります。この改正は、国税である所得税の減税と地方税である個人住民税の増税を納税者の税負担が変わらないよう、同時に同規模で行うために改正するもので、具体的には、現行課税総所得金額200万円以下の金額は100分の3、200万円を超え700万円までの金額は100分の8、700万円を超える金額は100分の10の各税率を一律100分の6とする内容であります。

影響する件数といたしまして、同じく本年度課税ベースの試算では4,433件、影響額と

しては9,742万円と試算されるところであります。

この規定は19年4月1日、平成19年度以後の町民税から適用されるものでございます。

この影響額は、町民税が増となるところでございますが、単純試算で同額の9,742万円の所得税の額が減となるということで、所得税と地方税を合わせた額がふえないという趣旨から、単純計算で同額の所得税が減するという意味でございます。

第28条の4は、変動所得又は臨時所得がある場合の平均課税方式が平成19年度から廃止されるため、同条文がなくなり、現行の第28条の6を移動する改正であります。

なお、法人税割の税率は変更ないものであります。

3ページ、第28条の6、調整控除の規定に改めるもので、この調整控除は、税源移譲が実施されることにより、所得税と個人住民税の人的控除額の差額により納税者の負担がふえないようにするものでございます。具体的には、所得税と個人住民税では、同じ収入を有していても課税標準に差が生じてまいります。この差額の部分は、個人住民税のみが課税されて所得税は課税されない部分であることから、個人町民税所得割の税率を一律6%、町・道民税では10%にすると、この差額の部分については単純に増税になってしまうところでございます。このことから、これを回避し、負担増とならないよう、個人住民税所得割から一定の算式により減額を行うこととする内容であります。

この影響する件数といたしましては、本年度課税ベースで試算したところ、4,433件、影響額としては1,216万円と試算されているところでございます。この影響額とは、人的控除等の差異から生じるもので、増税とならないよう、この額が1,216万円が調整控除として町民税から減額されるものでございます。

第28条の7、外国税控除額の規定中、引用する条項の移動に伴う字句の改正であります。

4ページをお開きください。

第28条の8第1項は、配当割額または株式譲渡所得割額に乘じる率を5分の3に改める内容でございます。この内容につきましては、先ほど説明したとおり、町民税、道民税の割合が6対4になったことに伴い、この比率により今までの税率を5分の3に改める内容でございます。

第2項につきましては、条文の整理を行うものでございます。

第3項は、第1項の条文の整理により新たに項立てするものでありますが、規定の内容については変更はありません。

5ページをお開きください。

第29条の3の改正であります。第28条の2で説明いたしました地震保険料控除の創設に伴う字句の改正であります。第1項は、損害保険料控除額を地震保険料控除額に改めるものでございます。第6項は、所得税法の一部改正に伴う引用条項の移動による字句を加える改正でございます。

6ページをお開きください。

第36条の4、分離課税に係る所得割の税率を一律6%に改める内容であります。この改正は、先ほど第28条の3で説明した内容と同様の趣旨であります。

第43条及び第44条は、引用する条項の移動による字句を改める内容であります。

7ページをお開きください。

第82条、町たばこ税の税率改正に伴うもので、1,000本につき「2,743円」とあるのを1,000本につき「3,064円」に改める内容であります。

なお、附則におきまして、税率の特例規定があるところでございます。

次に、附則の改正であります。

第5条から第7条の改正、ページ数では7ページから11ページになりますが、これらにつきましては、引用条文の移動に伴う字句の改正でありますので、説明については省略させていただきます。

11ページをお開き願います。

第7条の2は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例の規定を削除とする改正であります。

12ページをお開き願いたいと思います。

第7条の3は、個人町民税における住宅借入金等特別控除の規定を新たに追加するもので、これまで国税である所得税から住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン減税により控除されていた税額控除の額が、税源移譲によって所得税が減税、個人住民税が増税されることにより、所得税において控除し切れない場合が想定されます。この場合に、その控除し切れなかった税額相当額について、個人住民税から控除できるようにし、税源移譲の前後で税負担の変動が生じないようにする内容でございます。

なお、対象は、平成18年までに入居した者に係る平成20年度以後の個人住民税において減額措置を講じるもので、平成20年度から平成28年度までに限り、所得税における住宅借入金等特別控除額等に係る規定によって算出した額につき、その5分の3に相当する金額を個人住民税所得割の額から控除する改正の内容でございます。

影響する件数としては、本年度課税ベースの試算では73件で、影響額としては377万円と試算されているところでございます。この影響額は、所得税の税率が下がることから、町民税から税額控除することとなるということでございます。

13ページをお開き願いたいと思います。

第8条第2項、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定中、売却した肉用牛のうち、免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合における売却価格の合計額に対する税率「100分の1」を「100分の0.9」に改正するものであります。

14ページをお開き願います。

第9条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の規定について、引用される条項の移動及び字句の改正であります。

第16条の2は、たばこ税の税率の特例であります。町たばこ税の税率を平成17年7月1日以後の売り渡しに係る旧3級品以外の製造たばこについて、当分の間、1,000本につき「3,298円」に引き上げ、旧3級品の紙巻たばこについて、1,000本につき「1,564円」に引き上げる改正であります。

影響額としては、本年3月第1回定例会で説明させていただきましたが、621万円と試算されているところでございます。

次に、第16条の4から第20条の4までの改正であります。ページ数では15ページから30ページになるところであります。これらにつきましては、改正趣旨が同様の内容であることから、まずその要旨についてご説明申し上げます。

第16条の4から第20条の4までの改正は、主に分離課税等に係る個人町民税の税率改正であります。これは、個人住民税の所得割税率の比例税率化に伴い、町民税と道民税の税率がそれぞれ6%と4%、町・道民税合わせて一律10%となり、その割合が6対4となることから、土地建物等の長期譲渡所得等の分離課税につきましても、この税率割合に合わせてそれぞれの税率を改正するものであります。そのほか、引用条項の整理及び字句を改正するものであります。

これら分離課税に係る影響額といたしましては、町民税から道民税へ一定の割合が6対4の割合として道税に振られることから、その件数といたしまして22件、影響額としては合計で20万円と試算されているところでございます。これは、税源移譲に伴い、6対4になったことによる町民税から道民税への振りかえということになるところでございます。

以下、主に改正する税率等について説明させていただきます。

15ページをお開き願いたいと思います。

第16条の4は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例で、土地の譲渡額は税率「100分の9」を「100分の7.2」に改めるとともに、引用条項の整理及び字句の改正を行うものでございます。

16ページ、第17条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例で、税率「100分の3.4」を「100分の3」に改めるとともに、引用条項の整理及び字句の改正をするものでございます。

17ページ、第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、譲渡益2,000万円以下の部分について、税率「100分の2.7」を「100分の2.4」に、譲渡益2,000万円を超える場合、「54万円」と2,000万円を控除した金額の「100分の3.4」に相当する金額の合計額を「48万円」と2,000万円を控除した金額の「100分の3」に相当する金額の合計額に改めるとともに、引用条項の整理及び字句の改正をするものでございます。

18ページ、第17条の3は、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例で、課税長期譲渡所得が6,000万円以下である場合、税率「100分の2.7」を「100分の2.4」に、課税長期譲渡所得が6,000万円を超える場合、「162万円」と6,000万円を控除した金額の「100分の3.4」に相当する金額の合計額を「144万円」と6,000万円を控除した金額の「100分の3」に相当する金額の合計額に改めるとともに、引用条項の整理及び字句の改正をするものであります。

19ページ、第18条は、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例で、国等に対する譲渡以外の譲渡に係る税率「100分の6」を「100分の5.4」に、国等に対する譲渡に係る税率「100分の3.4」を「100分の3」に改めるとともに、引用条項の整理及び字句の改正をするものであります。

21ページをお開きください。

第19条は、株式等に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例で、税率「100分の3.4」を「100分の3」に改めるとともに、引用条項等の改正をするものでございます。

23ページをお開きください。

第19条の2は、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の

特例で、引用条項の整理及び字句の改正をするものでございます。

24ページ、第19条の3は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例で、税率を「100分の2」から「100分の1.8」に改めるとともに、引用条項等の整理をするものでございます。

第19条の4は、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例で、引用条項の整理及び字句の改正をするものでございます。

25ページ、第19条の5は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除で、引用条項の整理及び字句の改正をするものでございます。

26ページ、第20条は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例で、引用条項の整理及び字句の改正をするものでございます。

28ページをお開き願いたいと思います。

第20条の2は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、税率「100分の3.4」から「100分の3」に改めるとともに、引用条項の整理及び字句を改正するものでございます。

29ページ、第20条の3は、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除で、引用条項の整理及び字句の改正をするものであります。

30ページ、第20条の4、所得割の納税義務者が支払いを受ける租税条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、税率「100分の68」を「5分の3」、「100分の3.4」を「100分の3」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改めるとともに、引用条項の整理及び字句の改正をするものでございます。

次に、32ページをお開き願いたいと思います。

第21条は、定率により税額控除、いわゆる定率減税を廃止する改正で、この条を削るとするものであります。定率減税につきましては、平成18年度において既に半分に縮減されているところでございますが、平成19年度から廃止されるものでございます。

影響する件数といたしましては、本年度課税ベースで4,433件、影響額としては1,863万円の増と試算されるところでございます。この影響額とは、定率控除が現行半分に縮小されているのが全廃となることにより、復元、いわゆる増税となるという意味でございます。

これらの説明してまいりました影響額総額でございます。この試算結果でございますが、影響額総額、このたびの税法改正による総額では、町概算ではありますが、約1億4,274万円と試算されているところでございます。ただし、これは本年度課税ベースでありまして、翌年度以降のそれぞれの所得等によりまして変動があることをご承知おき願いたいと思います。

次に、別表であります。

退職所得に係る特別徴収税額表を廃止する改正で、別表を削るとするものであります。退職所得に係る特別税額表につきましては、比例税率化に伴い、税額計算が容易となることから、このたび廃止することとされたことにより、別表を削るとするものでございます。

議案書の52ページにお戻り願いたいと思います。

附則でございます。

第1条、施行期日、この条例は平成18年7月1日から施行するものであります。ただし、例外規定として、個人町民税関係の改正規定中、定率減税の廃止及び住宅借入金等特別控除の規定、個人町民税の所得割の税率改正及び負担増に伴う減額調整措置の規定、分離課税に係る所得割の税率及び特例等の規定、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の規定、長期譲渡所得に係る課税の特例の規定、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の規定、短期譲渡所得に係る課税の特例及び株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例の改正規定は平成19年4月1日から、地震保険料控除の規定は平成20年1月1日から、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除の規定は平成20年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条、第3条は、町民税に関する経過措置に係る規定でございます。

附則第4条は、固定資産税に関する経過措置に係る規定であります。

附則第5条は、町たばこ税に関する経過措置に係る規定であります。

なお、第5条中、町税条例の一部を改正する条例の条例番号が空白となっておりますが、この一部改正条例は今時点におきまして公布されていないことから、条例番号が未定でありますので空白としております。この一部改正条例案が承認され、公布された時点において、法制執務上、慣行とされておりますので、加筆して空白を埋める対応をしてまいりたいと思いますので、ご了承願います。この空白の理由でございますが、附則におきまして、町たばこ税に関する経過措置におきまして、附則第5条第5項において、同条第2項及び第3項及び第4項の読みかえ規定があるために、この附則を引用されて読みかえをされていることから、この条例が引用されることから、空白となっているところでございます。

附則第6条は、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する規定であります。

以上、まことに簡単な説明であります。議案第77号の議案の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（なし）

●議長（稲井議員） ありませんか。

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第7、議案第78号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第78号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由と内容の説明を申し上げます。

国民健康保険税の課税額算定に係る規定の改正を主とした地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成18年3月31日にそれぞれ公布され、平成18年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険法施行令においても一部改正がなされ、改正規定のうち、平成18年4月1日施行分については、さきの5月26日開催の厚岸町議会第2回臨時会において専決処分報告で承認をいただいたところでございますが、このたびの改正は平成19年4月1日施行分について、厚岸町国民健康保険税条例の規定の一部改正をするものでございます。

議案書58ページでございます。

議案第78号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に議案第78号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表を配付させていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。

改正内容につきましては、いずれも附則の規定でございます。国民健康保険税の課税に係ります課税所得の算定における特例規定において、地方税法の引用規定の項番号及び文言の一部に変更があることから、これを改める内容でございます。

附則第7項は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例規定ですが、この項で引用しております「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に、「本項」を「この項」に改めるものでございます。

第8項は、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例規定ですが、この項で引用する「附則第35条第1項」を「附則第35条第5項」に改め、第9項は、株式等に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例規定ですが、この項で引用する「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に改め、第10項は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例規定ですが、この項で引用する「附則第35条の2の6第1項」を「附則第35条の2の6第7項」に改め、第11項は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例規定ですが、この項で引用する「附則第35条の3第3項」を「附則第35条の3第13項」に改め、第12項は、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例規定ですが、この項で引用する「附則第35条の4第1項」を「附則第35条の4第4項」に改め、第13項は、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例規定ですが、この項で引用する「附則第35条の4の2第1項」を「附則第35条の4の2第7項」に改め、第14項は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例規定ですが、この項で引用する「附則第33条の3第1項」を「附則第33条

の3第5項」に改めるものでございます。

次に、議案書の改正条例の附則でございますが、第1項、施行期日は、改正後の条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

第2項、適用区分ですが、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による規定でございます。

以上、簡単な説明でございます、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（なし）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第8、議案第79号 厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第79号 厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

現在、厚岸町では、住民の利便性や行政の円滑な推進を図るため、平成14年度から字名改正を年次的に取り進めております。今年度は、太田南の一部、白浜町、宮園町地区を実施する予定であり、このうち太田南の一部と白浜町地区を7月に行う予定であります。これに伴い、該当する町有施設の名称及び施設の所在、位置、場所並びに事業区域の表記を改めようとするものでございます。

議案書60ページをお開きください。

今般、条例改正をしようとする条例でございますが、第1条、厚岸町地区コミュニティセンター条例では、施設の名称及び位置の表記の変更、第2条、厚岸町地区集会所条例では、位置の表記の変更。

次のページをごらんください。

第3条、厚岸町障害福祉サービス事業条例では、所在の表記の変更、第4条、厚岸町介護サービス事業条例では、所在、場所の表記の変更、第5条、町立特別養護老人ホーム条例から第6条、厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例、第7条、厚岸町墓地及び霊園条例、第8条、厚岸町営住宅管理条例までは、位置の表記の変更。

62ページをお開きください。

第9条の厚岸町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例では、位置、場所の表記の変更、第10条、厚岸町公共下水道設置条例と第11条、厚岸町水道事業給水条例は、区域の表記の変更であります。

いずれも、今回の字名改正に伴う変更であり、改正条例記載のとおりであります。

また、資料として、厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例新旧対照表を配付させていただいておりますので、ご参考願います。

なお、附則といたしまして、この条例は字名改正の地方自治法に定める告示行為に基づき、平成18年7月18日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第9、議案第80号 厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第80号 厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、さきの5月26日開催の厚岸町議会第2回臨時会において専決処分報告事項で承認をいただいた厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正と同様に、これまで児童福祉施設入所者の医療費の一部負担

金は、全額公費負担されていたものが、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月1日から公費負担制度としての措置費が廃止され、利用契約制度が導入されます。このことにより、児童福祉施設入所者の医療費には、里親委託措置等の一部措置制度の継続を除いて、措置制度対象外の方に医療費の一部負担金の自己負担が生じることとなります。

現行の厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例では、受給対象者の規定で、児童福祉施設入所者を対象から除外しているところであります。当該医療費助成制度は、北海道医療給付事業の補助制度を活用し、町独自で医療費助成制度として昭和48年から実施しているものですが、北海道医療給付事業の補助要綱において、児童福祉施設入所者で措置費対象外となる入所者が乳幼児医療費助成対象者としての認定基準に該当される場合に医療費助成の対象とする改正を本年10月1日から施行することとしたことから、厚岸町においても、認定基準に該当される方への医療費助成支援策を本年10月1日から適用し、該当者の医療費負担の軽減を図ろうとするものでございます。

議案書63ページでございます。

議案第80号 厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正内容の説明につきましては、お手元に別紙新旧対照表を配付させていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。

第3条であります。受給資格者についての規定であります。各号列記の内容は、受給資格者から除く者についての規定であります。このうち第2号は、児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している乳幼児を規定していますが、改正案では、「規定する」の次に「措置により、里親に委託され、又は」の文言を加え、平成18年10月1日以降において、児童福祉法の規定の措置による措置費制度が継続される里親制度等の措置者については、乳幼児医療費の助成の対象としないことの文言整理でございます。

次に、附則でございますが、改正後の条例は平成18年10月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（なし）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第10、議案第81号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第81号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、議案第80号 厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正と同様に、これまで児童福祉施設入所者の医療費の一部負担金は、全額公費負担されていたものが、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月1日から公費負担制度としての措置費が廃止され、利用契約制度が導入されることによりまして、児童福祉施設入所者の医療費には、里親委託措置等の一部措置制度の継続を除いて、措置制度対象外の方に医療費の一部負担金の自己負担が生じることとなります。

現行の厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例では、重度心身障害者の助成対象者の中の規定で、児童福祉施設入所者を対象から除外しているところであります。当該医療費助成制度は、北海道医療給付事業の補助制度を活用し、町独自の医療費助成制度として昭和48年から実施しているものでありますが、北海道医療給付事業の補助要綱において、児童福祉施設入所者で措置費対象外となる入所者が重度心身障害者としての認定基準に該当される場合に医療費助成の対象とする改正を本年10月1日から施行することといたしました。厚岸町においても、認定基準に該当される方への医療費助成支援策を本年10月1日から適用し、該当者の医療費負担の軽減を図るものでございます。

議案書64ページでございます。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に議案第81号の新旧対照表をお配りさせていただいておりますので、参考をお願いいたします。

第3条は、助成の対象についての規定ですが、各号列記の内容は、助成の対象から除く者についての規定であります。このうち第2号は、児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している者を規定していますが、改正案では、「規定する」の次に「措置により、里親に委託され、又は」の文言を加え、平成18年10月1日以降において、児童福祉法の規定の措置による措置費制度が継続される里親制度等の措置者については、当該医療費の助成の対象としないことの文言の整理でございます。

次に、附則でございます。改正後の条例は平成18年10月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

(な し)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第11、議案第82号 厚岸町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第82号 厚岸町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この条例の制定につきましては、障害者自立支援法の規定に基づき、障害福祉サービスの実施のために必要な審査判定の業務を行うための市町村審査会に係る規定を設けるものであります。障害者自立支援法は、障害者施策の一元化とともに、利用者本位のサービス体系に再編するなど、障害者の医療、福祉に係る制度の大幅な変更をされており、本年10月1日からは障害福祉サービスの実施のために必要な障害程度区分等に関する審査及び判定を市町村で設置する審査会で行うこととなりますが、この審査会の委員定数を政令で定める基準に従い、条例で定めることとされているものでございます。このことから、厚岸町障害程度区分等審査会を設置するとともに、当該審査会の委員の定数等について定めた本案を提出するものであります。

制定条文の説明をする前に、障害程度区分等の業務を行う審査会についてご説明申し上げます。

現在、ホームヘルプサービスなどの障害福祉サービスを利用しようとする人につきましては、町に対して介護に要する費用に相当する支援費の支給申請を行っていただき、町では、保健師を含めた中で障害福祉担当者が利用者のサービス利用意向、障害の種類及び程度、その他の心身の状況、介護者を含めた日常生活の状況を勘案の上、必要なサービスの支給量を決定いたしまして、その決定内容に基づき、サービス事業者との利用契約を行っていただいた上で障害福祉サービスの利用が開始される仕組みとなっておりますが、本年10月1日からは、障害程度区分等の審査会を設置して、これまで町の担当者で行われていた必要なサービスの支給量の決定方法を改め、障害者の福祉サービスの必要性を総合的に勘案するため、支給決定の各段階において、心身の状況、社会活動

や介護者、居住等の状況、サービス利用意向などを把握し、町が支給決定を行う上で必要な障害程度区分に関する審査及び判定を行い、町はこの結果に基づき認定を行うこととなり、利用者はその認定内容により事業者との利用契約を行う仕組みとなるものでございます。

審査会は、介護保険制度と同様な形で、全国統一の調査項目及び調査票により認定調査員が行った調査事項を、町に設置されたコンピューター上の一次判定ソフトによって判定された結果と特記事項、医師意見書、サービス利用状況表によって二次判定を行うものでございまして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的にあらかわす区分となります障害程度区分の審査・判定業務を行います。

なお、審査会は、障害福祉サービスがホームヘルプサービスなどの居宅系介護給付費と施設入所などの訓練等給付の2つの体系となるもののうち、居宅系介護給付費についてのみ審査・判定を行うもので、訓練等給付については事業所が新体系に移行するまでの間は現行の支援費制度による支給決定となり、審査会の審査・判定は行われないこととなっております。

議案書65ページをお開き願います。

議案に沿ってご説明申し上げます。

障害者自立支援法において、介護給付の支給に関する障害程度区分の審査及び判定の認定は市町村が行うこととして、審査会を置き、同法第16条第1項において、審査会の委員の定数は条例で定める数とされているところから、厚岸町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の制定を行うものでございます。

第1条は、厚岸町障害程度区分等審査会を設置することの規定でございます。

第2条では、審査会の委員の定数を5人とする内容でございますが、障害者自立支援法施行令第8条第3項に規定される合議体での審査・判定に係る委員の構成は5人を標準とされていること、現在、厚岸町における居宅系サービス利用者数の15人が審査・判定の対象となるものでありますことから、この件数と今後の新体系への移行を勘案し、標準とされる5人としたしております。

第3条は、規則への委任でございます。委任する事項は、お手元でございます議案第82号説明資料、厚岸町障害程度区分等審査会規則（案）・法律・政令との関係をごらんいただきたいと思います。政令第8条第1項の規定により、審査会は委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で審査・判定業務を取り扱うこととなっており、その合議体の数、合議体の委員数、合議体の招集に関する事項を規定しようとするものでございます。

議案にお戻り願いたいと存じます。

附則でございます。

第1項は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、審査会の委員の報酬を定めることとし、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

別表第1、介護認定審査会の部の次に、障害程度区分等審査会委員長・医師につきましては1万6,900円、その他の委員につきましては1万2,000円を加えるための改正であります。

なお、報酬額につきましては、判定・審査内容が類似しております介護認定審査会委員報酬と同額を設定しております。

以上で議案の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） 質疑に入るんですけれども、質疑はありますか。
質疑があるようでしたら、お昼からにしたいと思うんですが。

（発言する者あり）

- 議長（稲井議員） そのようにしますか。
それでは、休憩をいたします。
再開は午後1時とします。

午後12時02分休憩

午後1時00分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。
議案第82号に対する質疑を行います。
ありませんか。
8番。

- 音喜多議員 簡単なことで、ちょっと聞き逃したと思いますけれども、確認をしたいと思います。

合議体の関係なんですけれども、これ厚岸町独自でやられるものなのか。この文面で見る限りは厚岸町独自かなというふうに考えるんですが、審査会は介護保険のように浜中町と一緒にやるといような形をとっていらっしゃるのか、その辺のところだけちょっと確認しておきたいと思います。それだけです。

- 議長（稲井議員） 福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

ただいまの合議体の数でございますけれども、それから介護保険との関係で共同でやるのかどうか。厚岸町単独で今回は設置しようとするものでございます。これは、介護保険の場合の共同というところのメリットは、両町合わせた対象者がそれぞれの審査会で審査するよりも、両町の間で共同して審査することにより事務的削減のメリットとか、そういうことがある関係で行われているようでございますけれども、障害福祉サービスについては、双方とも、厚岸町でいえば今回15人ですけれども、そういうふうな程度ですので、共同設置のメリットがないということで単独設置でございます。

●議長（稲井議員） いいですか。

●音喜多議員 いいです。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第12、議案第83号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算、議案第84号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第85号 平成18年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第83号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成18年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）でございます。

平成18年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ618万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,043万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開きください。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では5款6項、歳出では5款5項にわたって、それぞれ618万1,000円の補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

15款国庫支出金、3項委託金、3目農林水産業費委託金、国営土地改良事業調査業務委託金30万円の増、委託契約に基づくものでございます。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産費道補助金、1節農業費補助金、自給飼料増産総合対策事業補助金255万円の増、事業実施計画採択によるものでございます。

3項委託金、4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金、道営土地改良事業監督等補助業務委託金、農道分11万8,000円の増、同じく農地分23万7,000円の増、委託契約に基づくものでございます。地すべり防止区域管理業務委託金148万2,000円の増、同じく委託契約に基づくものであります。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金24万5,000円の増。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金106万円の増。これは5月31日、出納閉鎖の結果、平成17年度実質収支が2億53万83円となり、うち1億5,000万円について、地方自治法及び地方財政法により歳計剰余金処分をし、財政調整基金に積み立てをいたしました。この結果、繰越金5,053万83円と確定したところであります。今回の補正106万円と合わせ、当初予算の500万円と合計で606万円とするものであります。

21款諸収入、6項3目雑入、3節雑入18万9,000円の増でございます。水道管移設補償費の増であります。

続いて、6ページ。

歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、名誉町民年金40万円の減であります。

10目企画費、まちおこし補助金16万円の増、当初予算1,000円と合わせ16万1,000円であります。厚岸コミュニケーション障害の会、世界網膜の日イン北海道参加事業補助内定に係る計上であります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目心身障害者福祉費、障害程度等区分審査会に係る経費63万6,000円の増であります。

5款農林水産業費、1項農業費、3目畜産業費、自給肥料増産総合対策事業255万円の増であります。事業決定によるものであり、歳入と同額であります。

4目農道費、道営土地改良事業監督等補助業務委託事業11万8,000円の増であります。委託契約によるものでございます。

続いて、8ページ。

5目農地費172万円の増、地すべり防止区域管理業務委託事業148万3,000円の増、委託契約によるものでございます。道営土地改良事業監督等補助業務委託事業23万7,000円の増、委託契約によるものであります。

8目農業水道費、尾幌地区農業用水道配水管布設替事業139万7,000円の増でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、説明欄記載のとおり、白浜町山の手通り整備事業と尾幌18号線整備事業の組み替えと別寒辺牛道路整備事業の工事請負費と補償費の組み替えであります。

続いて、10ページにまたがりますが、12款1項1目給与費、これは財源内訳補正であります。

以上をもちまして、議案第83号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第84号の説明に移りたいと思います。

平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）。

平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ726万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,995万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。歳入では1款1項国民健康保険税、歳出では8款1項前年度繰上充用金、それぞれ726万1,000円の減額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税665万9,000円の減額、2目退職被保険者等国民健康保険税60万2,000円の減額でございます。それぞれ医療給付費分、介護納付金分、収納率98%相当分の税額を見込み計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出でございます。

6ページをお開き願います。

8款1項1目前年度繰上充用金726万1,000円の減額でございます。前年度繰上充用金につきましては、平成17年度の国民健康保険税収入について、本年5月18日時点での実績数値と5月31日までの見込みをもって予算計上しておりましたが、出納閉鎖の結果、税収の確定による減額であります。

以上をもちまして、議案第84号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第85号の説明に移ります。

議案第85号 平成18年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成18年度厚岸町老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,112万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開き願いたいと思います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。歳入では2款国庫支出金、歳出では3款諸支出金、それぞれ264万円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目医療費負担金、2 節過年度分264万円の増、前年度の精算によるものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目償還金、23節償還金利子及び割引料、精算返還金264万円の増でございます。平成17年度に受けた老人医療交付金の精算による返還金であります。

以上をもちまして、議案第83号から85号までの説明を終わらせていただきます。

大変雑駁、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 本3件の審査方法についてお諮りいたします。

本3件の審査については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本3件の審査については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定しました。

本会議を休憩します。

午後 1 時14分休憩

午後 2 時23分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

●議長（稲井議員） 日程第12、議案第83号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算、議案第84号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第85号 平成18年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、以上3件を再び一括議題といたします。

本3件の審査については、平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

12番、谷口委員長。

- 谷口委員長 平成18年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第83号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算外2件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここに報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（稲井議員） 初めに、議案第83号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成18年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（稲井議員） 日程第13、意見書案第3号 医師・看護師等の大幅な増員を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（高橋係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

●議長（稲井議員） 提出者であります谷口議員に提案理由の説明を求めます。

12番。

●谷口議員 貴重な時間、本意見書について皆さんにご審議を煩わせるわけではありますが、皆さんに本意見書の提案理由の説明を行いたいと思います。

本意見書につきましては、過日の本会議におきまして陳情が採択されましたので、それを受けての意見書であります。

初めに、ただいま朗読いただきましたけれども、陳情にプラスして、記の1、2とありますけれども、2の後に続けて、「なお、国の責任において財政的援助を行うこと」ということを加えて本意見書を作成しておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、このような意見書を出されておりますけれども、昨日もNHKのテレビでやっておりますけれども、今医師の不足が非常に深刻な状況になっていると。特に、産婦人科やあるいは外科、整形外科等において、緊急な医療、治療が必要になっている、そういう場合の医師体制が非常に今困難な状況にあると。それから、以前から言われておりますように、地方の公立病院等の医師確保も非常に大変な状況にあります。今、このような実態が、今回医療制度がさまざまに変わってくる中で、さらにこれが進んできているということでもあります。

実態からいえば、医師においても、入院患者100人当たりでは、日本の医師数はアメリカの5分の1、ドイツの3分の1と言われておりますし、看護職員数でいえば、アメリカの5分の1、ドイツの2分の1であり、過去に日本医学会総会の会頭を務めておられました杉岡洋一氏が講演の中で、「日本の医療は、野球でいえば野手2人で守っているようなものだった」と言われております。9人で守らなければならない仕事を2人で守るという、非常に過酷な条件、医療の質の低下が避けられない、このような状態になっている一方で、新卒の看護職員が減少してきていると。看護師、准看護師の1学年定員数が大幅に減少していると。そして、地域中小病院の看護職不足は深刻であり、今後、准看護養成カリキュラムの見直しも、准看護養成所の定員数が減少し、国立病院、国立療養所附属の看護師等養成所の統廃合や日赤などが運営する養成所の減少も大きく影響していると言われております。

このような中で、ただいま申し上げました内容をどうしても実現していただくためには、国に医師・看護師等の大幅増員を求めることがどうしても必要ではないかと考え、本意見書を提出するものであります。どうか、議員各位のご賛同をいただきまして、本意見書をご採択いただきますよう心からお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（稲井議員） 日程第14、意見書案第4号 医療制度改革関連法の実施について当面、凍結するなど慎重な対応を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（高橋係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（稲井議員） 提出者であります谷口議員に提案理由の説明を求めます。

12番。

- 谷口議員 本意見書の審議に当たりまして、貴重な時間、審議を煩わせることに心からお礼を申し上げます。

本意見書につきましては、過日行われました厚生文教常任委員会におきまして、委員の中から、新制度が国会において可決されたと。そういう中で、非常に不安の声が町民の中からも聞かれるということから、慎重な対応を政府に働きかけていただきたいという内容がその主なものであります。

今回、国会で成立した主な内容は、この10月から、70歳以上で一定所得以上の人は窓口負担が現在の2割から働く世代と同じように3割に、療養病床に入院しているお年寄りの食費、居住費が全額自己負担になるほか、70歳未満の人も含め、医療費の事故負担の月額上限が引き上げられます。75歳以上の全員が加入する高齢者医療制度は、2008年度4月にスタートいたします。これに合わせて、一般的な所得の70歳から74歳の窓口負担が1割から2割に上がる。75歳以上は1割のままでありますが、全国平均的で月6,200円程度と見込まれる新保険制度の保険料を支払わなければならなくなります。現在、全国に約38万床ある療養病床は、2012年度初めまでに15万床に減らす。減らす23万床は老人保健施設や老人ホーム、在宅療養などに移行させる。生活習慣病予防は、中・長期的な抑制の軸で、40歳以上の全員を対象にした健康診断、保健指導を健康保険組合などの保険者に義務づけるものであります。地方の長に抑制の責任を担わせるのも特徴で、都道府県ごとに平均入院日数の短縮など、数値目標を盛り込んだ医療費適正化計画をつくらせる。中小企業の会社員約3,600万人が加入する政府管掌健康保険の運営は、国から公益法人の全国健康保険協会に移管するとなっております。これは都道府県ごとの支部が

保険料を決める内容となっております。

これによって、国の試算では、2025年の医療費給付は現行のままの場合の56億円から48億円程度に抑えられるとしております。そういう内容の中でも、国会の審議の中で、野党、与党からそれぞれ疑問の声がたくさん出されておりますし、医師不足の問題も大きな問題であります。これらについて、今後慎重に対応し、問題が解決しないものは、凍結を含めて対応をしていただきたいという内容でございますので、どうか議員各位のご賛同をいただきまして、本意見書を採択いただきますよう心からお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（「異議あり」の声あり）

●議長（稲井議員） それでは、本案に対する討論を行います。

最初に、反対者の反対討論を行います。

3 番。

●南谷議員 けさ来て、急に意見書案第4号を見させていただいたんですけれども、ただいま提案者からの理由のとおりだと私も十分理解ができるのでございますけれども、既にこの法案は国会で成立を見ております。7月からの診療報酬の改定に向けてとおっしゃられましたけれども……。

●谷口議員 それは関係ないです。

●南谷議員 この文面見てしか僕は判断できないものですから。7月からの診療報酬の改定を前にと、こう述べられて、記載されておるんです、この文面の中に。ですけれども、既に4月1日から変わっている分もあるんですよ、実際に。もう動き出しているんですよ。そういう部分でも、既にもう国が動き出しているのに、この文面だと若干あれなのかなと。

それから、長期療養の実態を判断すれば、高齢者の皆さんに非常なリスクを背負わせることも、それも重々理解できずし、耐えがたいものがあるわけでございますけれども、先ほどの松岡議員いわく、国保会計やそれを負担していかなければならない。回り回ってその財源どうしていくんだという部分で、大きな視点でとらえたときにどうなんだろうという疑念を持たざるを得ない部分があります。

厚岸町の実態、町立病院を先ほど調べさせていただいたんですけれども、既に4月1日から診療報酬の関係で、療養病棟の方では年間で200万円ぐらい確かに診療報酬が下がるそうでございます。今年の場合は4月からだから、およそ150万円ぐらいの影響がありますよと。ですけれども、診療報酬が下がるということは、回り回って最終的に個人個人が将来かかる負担が、病院にかかる料金が下がっていくのではないのかな。

それから、いろんな面で今指摘のとおり部分がありますけれども、果たしてそれだ

けでしょうか。かかる人はいいけれども、介護保険だってそうですよね。たった5年でその負担というものは大変な宿題が起きてきているわけですよ。

そういうことも総じてとらえたときに、厚岸町の議会として、今まさに既に国会を通過したものを、この意見書を上げるというのは私はいかななものかなと感じるわけでございます。どうか議員の皆さん、それぞれが大きな視点に立って、いま一度熟慮されてご判断をしていただきたいと存じます。

以上で討論を終わらせていただきます。

●議長（稲井議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番。

●菊池議員 私は、ただいま上程されました意見書案第4号 医療制度改革関連法の実施について当面、凍結するなど慎重な対応を求める要望意見書につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、提出者よりご説明ありましたように、長期入院患者の療養病床削減、患者負担の引き上げ等、各般にわたり抑制を強く打ち出した内容でありまして、さまざまな疑問、不安の声があることは事実であります。また、厚岸町立病院の運営につきましても、療養型病床群がありますが、これらに影響することもあります。

なおかつ、先ほど採択されました医師・看護師等の大幅な増員を求める要望意見書にもありましたように、確かに南谷議員いわく、国の負担が非常に大きくなっている状態にはありますけれども、これから将来に向けて考えられることは、高齢者が多く、少子高齢化で高齢社会が続くことは確かであります。我が国の人口も数十年後には半分になると予測されております。その中で、高齢者のパーセンテージが相当上がることも予想されます。

そういうことになりますと、やはり高齢化でふえ続ける医療費の抑制を強く打ち出してありますこの件につきまして、今後いろんな面で大幅な負担増や医療機関からの締め出し等が考えられますので、国民皆保険の趣旨に沿った健康保険制度もありますが、患者あるいは病床につくお年寄りに対しての国の手厚い看護も必要であると思ひまして、この意見書には賛成するものであります。どうかご理解いただきますようお願い申し上げます、賛成討論にかえさせていただきます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

●議長（稲井議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（稲井議員） 日程第15、各委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会、産業建設常任委員会、厚生文教常任委員会が閉会中に実施した町内における所管事務調査の報告書が、今般、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（稲井議員） 日程第16、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書がお手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（稲井議員） 日程第17、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第119条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（稲井議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成18年厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。

午後2時51分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年6月23日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

